



# 岐阜県の農地・水・環境保全だより

第31号  
令和3年3月

農地や農業用水は、農業生産の役割だけではなく、魅力的な農村にとってかけがえのない私たちの財産（資源）です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくして、農村の環境を守ることはできません。



地元住民と共同で行う田植えと稲刈り（ながもり地域環境保全協議会）

## 目 次

事務支援ソフト勉強会開催	2
事務支援ソフトの紹介	3
多面的機能支払活動組織と土地改良区との連携強化 <施設管理准組合員制度の活用>	5
東海農政局が実施した抽出検査について	6
令和3年度多面的機能支払交付金予算概算決定	7
令和3年度改正のポイント（案）について	8
資源向上支払（長寿命化）による施設の整備について	10
多面的機能支払交付金に係る活動の適切な実施について	11
お知らせ	12

# 事務支援ソフト勉強会開催

## <Web会議システムを利用した勉強会>

### 初めての試みとしてのWeb会議システムを用いた勉強会

令和2年11月30日にWeb会議システムを用いた事務支援ソフト勉強会を開催しました。例年の研修会等は、会場に多くの人を集め形式で開催しておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めつつ勉強会を実施するため、初めての試みとして、岐阜県土地改良事業団体連合会会議室と各地を結ぶWeb会議システムを利用して開催いたしました。今後も新型コロナウイルス感染症対策を継続する必要があると考えられることから、Web会議システムにおける課題等の洗い出しを行いながら、本格的に導入していきたいと考えております。

### 事務支援ソフトのデモンストレーション

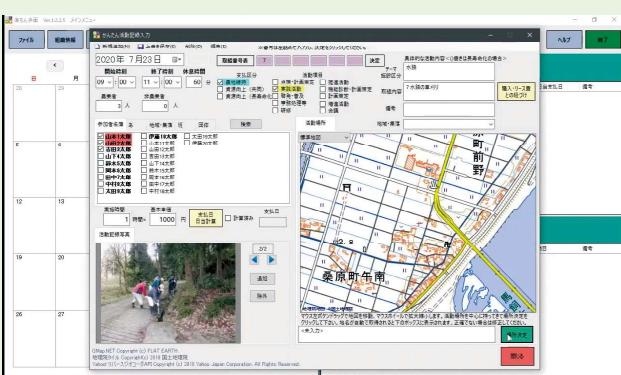
今回の勉強会は、事務負担の軽減を図っていただくために、3つの事務支援ソフトの紹介とデモンストレーションによって、その内容を学んでいただきました。桜井株式会社の「STAFile Report IV」(市町村・組織向け)、農村づくり・ICT支援研究会の「楽ちん多面」(組織向け)、株式会社オーエムアイの「多面的機能支払支援システム」(市町村向け)について、各社のご担当にデモンストレーションを行っていただきました。なお、組織向けソフトの「STAFile Report IV」と「楽ちん多面」につきましては、協議会事務局でも体験が可能となりますので、ご希望の組織は市町村を通じて協議会へお問合せください。どのソフトにも魅力的な機能が備わっており、紙面には書ききれません。ご興味のある方、また体験版をご希望の方は、ソフト会社窓口までお問合せください。



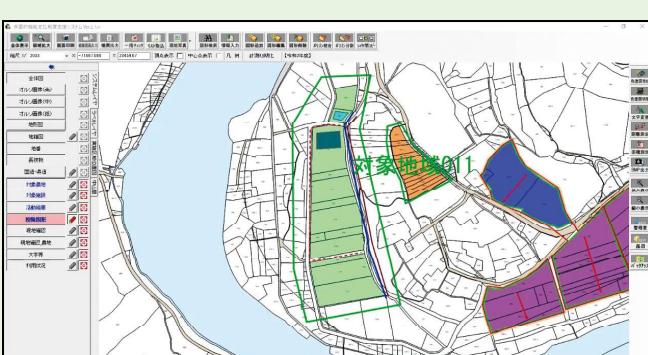
勉強会の様子



STAFile Report IV



楽ちん多面



多面的機能支払支援システム

### 事務支援ソフトとは？

活動組織が行う申請・報告等書類の作成、活動記録や金銭出納の管理等の事務負担の軽減に役立つシステムを指します。組織の基本情報を登録した上で、活動現場での日々の記録を入力すると、作業日報、写真帳、支払額算定表（日当や資材購入費の支払の整理）が作成され、また、作業日報や支出内容を入力すると、活動記録（様式1-6）や金銭出納簿（様式1-7）、実施状況報告書（様式1-8）、財産管理台帳（様式1-11）などの帳票が自動的に作成されます。なお、協議会として特定のソフトを推奨するものではありません。

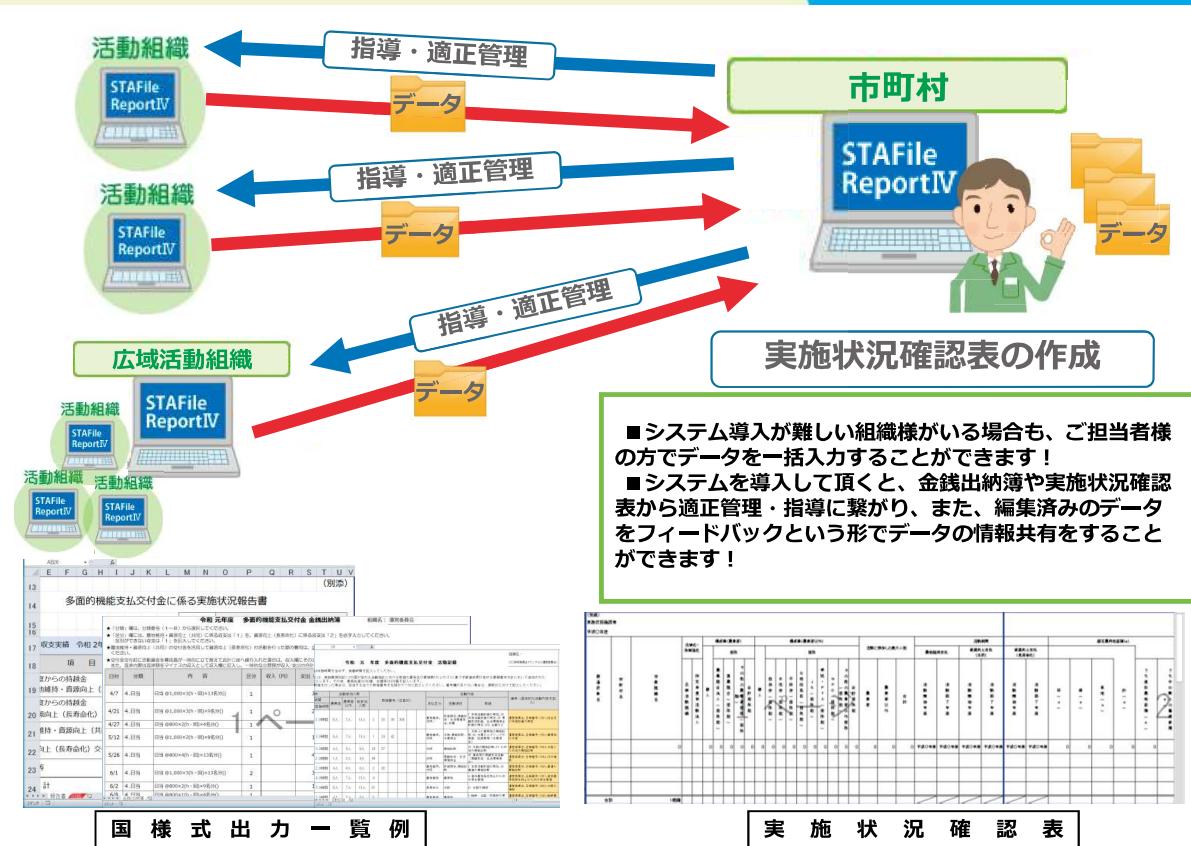
# 事務支援ソフトの紹介① (STAFile Report IV)

## 多面的機能支払交付金 事務支援ソフト(STAFileReportIV)

### 面倒な報告書をカンタン自動作成♪

スタファイル レポートIVは、「多面的機能支払交付金」の各種様式に対応した資料を作成することができます。

作業日報を  
つけるだけ!



- システム導入が難しい組織様がいる場合も、ご担当者様の方でデータを一括入力することができます！
- システムを導入して頂くと、金銭出納簿や実施状況確認表から適正管理・指導に繋がり、また、編集済みのデータをフィードバックという形でデータの情報共有をすることができます！

### ■活動組織版 価格 ¥68,000 (税抜)

一つの活動組織で運営する場合、最も標準なバージョンです。

### ■運営委員会版 価格 ¥98,000 (税抜)

複数の活動組織を管理する場合、広域協定に適したバージョンです。

### ■市町村版 価格 ¥100,000 (税抜)

活動組織版、運営委員会版の報告データから集計表、実施状況確認表の出力が可能となるバージョンです。

### ■年間保守 価格 ¥18,000 (税抜)

※県・市町村全体での導入等のご検討などございましたら、お気軽にご相談ください！



企画開発型商社

**桜井株式会社**

〒110-0008 東京都台東区池之端1-2-18 いちご池之端ビル  
情報オフィス事業部 TEL (03) 3827-4550 FAX (03) 3827-4555  
<https://www.sakurai.co.jp/>

- 本カタログに記載されている商品名、会社名は各社の商標もしくは登録商標です。
- 掲載商品の仕様およびデザインは改良のため予告無く変更する事があります。
- 掲載商品は、OSやExcelのバージョンによって写真と実際の画面が異なる場合があります。
- 掲載商品の内容は2021年2月現在のものです。

詳細は  
コチラ



# 事務支援ソフトの紹介②( 楽ちん多面 )

組織別データベースファイルの統合機能

名簿 活動記録 金銭出納簿 リース支払簿  
統合データ  
複数の活動組織のデータベースを統合することも可能で、広域化事務委託も対応可能です。

「楽ちん多面」  
令和2年改良版  
「楽ちん多面」の報告書作成支援システム

多面的機能支払交付金のための報告書作成支援システム  
高めよう 地域協働の力！

活動の実績報告には様々な書類が必要です。その中でも記入項目が多く、処理が大変な活動記録簿と金銭出納簿それにリース支払簿みなさんの保全会ではどのように作成していますか？

日誌や帳簿からエクセルシートへ入力し直したり、手書きで書いたけど間違えてしまったり、交付金は欲しいけど書類作りの時間が取れずにあきらめていますか？

保全会の方々から直接お話を伺い、アドバイスをいただいたことで、とても便利な報告書作成支援システムができました！

詳しくはこちらをご覧ください。 <https://nousontamen.com/> [QRコード]

楽ちん多面 (Windows 版) 定価 45,000 円 (税別)、楽ちん多面モバイル (iOS 版) 無料

※楽ちん多面モバイル (iOS 版) は入力支援アプリであり、集計したりExcel の様式として出すには楽ちん多面 (Windows 版) が必要です。

購入申込み方法

メールにて、「申込者氏名・組織名・役職・送付先住所・連絡先電話番号・メールアドレス」をもれなく記載の上、[nousontamen@web.so-net.ne.jp](mailto:nousontamen@web.so-net.ne.jp) へ送付してください。インストール CD と指込用紙を郵送いたします。

販売・サービス

農村づくり・ICT 支援研究会  
<https://nousonkouren.com/>  
[nousontamen@web.so-net.ne.jp](mailto:nousontamen@web.so-net.ne.jp)

開発 農研機構  
農業生産技術研究部門  
[https://www.maff.go.jp/japan/research/institutes/agriculture\\_technology/research/outline.html](https://www.maff.go.jp/japan/research/institutes/agriculture_technology/research/outline.html)

imagic Design  
株式会社 イマジックデザイン  
<https://www.magicdesign.co.jp/>

※楽ちん多面は農研機構多面の機能をもつ活動記録システム（機関一：230）の第102号のプログラム利用の許諾を受けています。  
※計算・出力には Windows 版が必要です。※Microsoft Excel® が必須です。

※Windows®、Microsoft® Excel® は、米国 Microsoft Corporation の商標および他の国における登録商標または商標です。※Apple、Apple ロゴ、Safari は米国および他の国で登録された Apple Inc. の商標です。※iPad、iPhone は Apple Inc. の登録商標です。※iPhone 記標は、アイオングループ会社のライセンスに基づいて使用されています。※iOS 登録は、米国 Cisco のライセンスに基づいています。※App Store は、Apple Inc. のサービスマークです。※Google、Google ドライブは、Google LLC の商標または登録商標です。

多面的機能支払交付金のための報告書作成支援システム  
「楽ちん多面」  
令和2年改良版

わしでも楽ちん 現場で使えた！

金銭出納簿

充実した会計処理

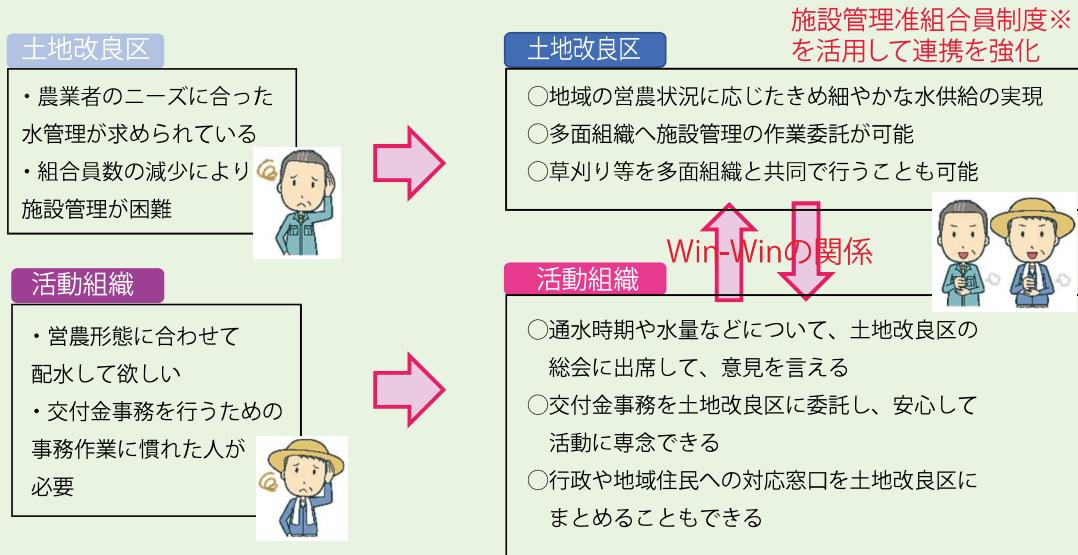
4

# 多面的機能支払活動組織と土地改良区との連携強化

## <施設管理准組合員制度の活用>

- ▼土地改良区では、組合員の減少や地域の営農形態の変化等が見込まれており、水源から末端のほ場までの安定的な水供給・施設管理に支障を来すおそれ。
- ▼他方、多面的機能支払の活動組織では、小規模な組織が多く、農村地域の人口減少や高齢化が進み活動の継続が困難化しているケースも存在。このため、活動組織の広域化や土地改良区への事務委託などを推進。
- ▼このことから、土地改良区と多面的機能支払の活動組織の連携を強化し、地域の農業者のニーズに柔軟に対応できる水供給と施設管理のための体制づくりが必要ではないか。

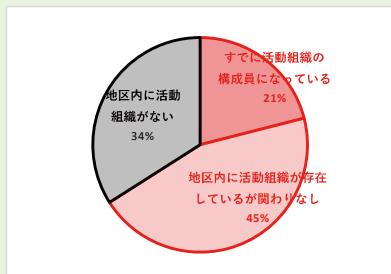
### 土地改良区と活動組織の連携の例



※施設管理准組合員制度（土地改良法第15条の2～4、第32条第4項、第36条の2）

- 地域の活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となることができる。
- 施設管理准組合員は、土地改良施設の管理への協力を求められる一方、土地改良区の総会に出席し、意見を述べることが可能である。

### 土地改良区と活動組織の関わり



土地改良区4,546地区のうち約7割で  
今後、活動組織との連携を強化できる可能性  
※土地改良区への事務委託を推進しているが、  
割合は活動組織の15%程度  
(平成29年度農村振興局調べ)

### 小規模組織が約7割



多面的機能支払の活動組織約2万8千組織のうち、  
50ha未満の小規模な組織が約7割であることから、  
広域化を推進中。

# 東海農政局が実施した抽出検査について

令和2年11月5日～11月19日実施の抽出検査で指導助言があった内容について、主な5点をご報告いたします。活動の参考にしてください。

## 1. 次年度への交付金持越しについて

- 繰越金が多い場合は構成員で話し合い計画的に活動に使用すること
- 長期的に見て今後も繰越金が多く発生する見込みがある場合、日当単価を上げてはどうか

## 2. 日付の整合性について

- 見積書等の日付は契約行為等の前後関係に注意し、誤っている場合は取り直すこと
- 契約と見積もりの日付が逆になっている
- 領収書と出納の日付が異なる
- 見積書の日付が空欄になっている
- 確認検査は工期内に行うこと

## 3. 台帳の不備について

- 財産管理台帳を作ること

## 4. 立替する際のポイントカードや電子マネー等の使用について

- 個人が立替する際のクレジットカード等の使用は不可
- 電子マネー支払い等は自動値引きされる場合があり、紛らわしいためやめること
- 立替金は原則として現金で支払うこと

## 5. 全国的な不祥事の発生について（不祥事等の未然防止に向けた相互チェック等）

- 本年度だけでも全国で既に複数件の不祥事が発生しており監査等の際十分注意すること
- 会計担当1人に全て任せたことで交付金を横領する事例があることから、通帳を会計担当、銀行印を代表等分けて管理を行い、支出前の相互チェックが働くようにすること

# 令和3年度多面的機能支払交付金予算概算決定

## 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

※( )：前年度

【令和3年度予算概算決定額 48,652 (48,652) 百万円】

### <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

### <事業目標>

○農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上

○農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される

農地面積の割合の向上

### <事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

#### ①農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

#### ②資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

### <事業イメージ>

#### 農地維持支払

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、
- 地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



#### 資源向上支払

- 水路・農道・ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



実施主体：農業者等で構成される組織（農地維持支払及び資源向上支払

（長寿命化）は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

### 【加算措置】

項目	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年参加する場合
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援

項目	岐阜県	交付金(定額)
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

# 令和3年度多面的機能支払交付金 改正のポイント（案）について

## 令和3年度 改正のポイント（案）

※本内容は今後の実施要綱・要領の審査等により、見直しがあります。

### 1 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進

現在「48 水田の貯留機能向上活動」及び「55 防災・減災力の強化」の中で支援対象となっている田んぼダムの取組に対して、**一定の取組面積等の要件**を満たすものを対象とした、**加算措置を創設する。**

#### 1. 加算対象となる田んぼダムの定義（案）

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の排水口に流出量を抑制するための落水量調整装置を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組をいう。



流出を抑制する落水量調整装置の例

写真：新潟市

#### 2. 加算措置の要件（案）

##### ①市町村による計画の策定

市町村は都道府県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画注）1.2 策定する。

注1：既に流域治水計画に田んぼダムが位置づけられている地域は策定不要

注2：計画の記載事項（主要なもの）

###### 1. 図面

被災軽減対象河川等、田んぼダムの実施地区

###### 2. 備考（地域設定の考え方例）

他の治水対策（ダム、遊水池、またはそれらを含む治水計画等）との関係、被災歴やハザードマップによる浸水想定区域の設定状況等

##### ②活動組織による事業計画の変更

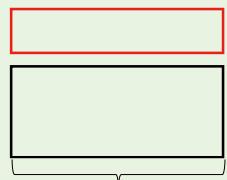
###### 1. 年度別計画、実施面積、図面

面積要件として、事業計画期間中に資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で田んぼダムに取り組むこと（広域活動組織の場合は、集落毎に交付を受ける田面積の1/2以上）

###### 2. 体制（整備、維持管理）

#### 3. 加算単価

資源向上支払（共同）



新たに創設する加算単価

従来の単価

事業計画期間 5年

注1) 加算措置の適用期間は、

本事業計画の変更の認定を受けた年度から、当該活動期間の終了年度まで。

注2) 本支払の活動を5年以上実施、又は長寿命化のための活動に取組む地区

は加算単価に0.75を乗じた額とする。

#### 4. 今後の流れ（案）

国

都道府県

要綱要領改正

要綱基本方針改正

市町村

活動組織  
広域活動組織

水田貯留機能強化計画策定

事業計画変更

## 2 鳥獣被害防止対策の拡充

「53農地周りの環境改善活動の強化」について、項目名を「53鳥獣被害防止策及び環境改善活動の強化」とし、鳥獣被害防止策として、対策施設の設置に加えて**鳥獣緩衝帯の整備・保全管理**も対象活動とする。

### <対象活動例>

鳥獣緩衝帯※について、草刈り等の維持・管理を行う。

※野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るために、野生鳥獣の生息域と農地の間に植生している樹木等を伐採して整備した区域。鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたものを想定。

#### 【活動例】

鳥獣被害防止総合対策交付金等で整備した鳥獣緩衝帯を適切に維持・管理し、茂みなどの中の隠れ場所をなくすことにより、野生鳥獣が農地周辺に出没しにくい環境を作る。



鳥獣緩衝帯(イメージ)

## 3 法人組織における金銭出納簿の提出を免除

法人化した活動組織においては、**金銭出納簿の市町村提出を不要とする**。

※ただし、金銭出納簿の作成は従来通り義務付けるものとする（関連：実施要領附則(H30.3.30 付け) の4)

)

## 4 報告書様式の簡素化

①実施要領に定める様式について、**押印を省略することを可能とする**。

※事務連絡「補助金等の要綱要領に係る行政手続きの押印の取り扱いについて(令和2年12月8日)」参照

②多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)について、多面的機能支払交付要綱別紙様式第5号の添付資料として提出する場合は、**重複する内容の記入を省略することを可能とする**。

### ①押印の省略

1. 実施要領に定める様式について、**押印を省略することを可能とする**。
2. 本人が申請等を行っているかどうかに疑義がある場合には、電話やメール等により確認を求める場合がある。  
※なお、実施要項・要領に定められていないもの(日時の受領印等)については、各関係機関の判断によるものとする。

### <該当箇所例>

(様式第1-1号)	
市町村長様	令和〇年〇月〇日
農業者団体等の名称 代表者の氏名	
印	

省略可

↓

### ②事業実施計画書(実績報告書)の簡素化

多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)について、多面的機能支払交付要綱別紙様式第5号の添付資料として提出する場合は、

「3. 経費の配分」の国費額

「5. 収支予算(収支精算)」の国庫負担金の本年度予算額の記入を**省略することを可能とする**。

# 資源向上支払（長寿命化）による施設の整備について

## 多面的機能支払交付金 資源向上支払（長寿命化）による施設の整備

### 〈平成30年度までの課題〉

- 全国的に農業用施設の老朽化が進み、資源向上支払（長寿命化）の要望が多い中、**他事業でも対応できる比較的規模の大きな整備を実施している事例が見られた。**



ため池堤体浸食対策工事 (約1,400万円)



井戸更新 (掘削) 工事 (約3,000万円)

- 源水から末端水路までの一連の農業用施設の一貫した長寿命化対策を行うために、多面的機能支払交付金において担う部分を明確にし、**他事業と役割分担**するとともに、都道府県の技術的指導を受け、**より効率的・効率的に実施する必要**があった。

### 〈令和元年度以降〉

1 平成30年度末に多面的機能支払交付金実施要領を改正し、施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、**原則として工事1件当たり2百万円未満と規定**した。

2 **1件当たり2百万円以上の工事を実施したい場合は、まずは他事業による実施を検討する**よう都道府県の要綱基本方針等で規定している。

3 1及び2により、施設の長寿命化対策を多面的機能支払交付金から**他事業へ移行して実施**（令和元年度：1件、令和2年度：5件）し、**地元負担分を市町で負担している事例も出てきている。**  
※団体営の非公共事業も令和元年度から起債対象。

### 【他事業への移行実績】

都道府県名／市町村名	移行後の事業名	事業実施主体	事業内容	事業費(千円)	地元負担分の取扱い
<b>令和元年度</b>					
栃木県小山市	農地耕作条件改善事業	美田東部土地改良区	水路の更新 L=201.7m	4,800	地元負担分(23%)は市が全額負担
<b>令和2年度</b>					
山形県南陽市	農地耕作条件改善事業	鍋田広域資源保全隊	水路の更新 L=670m	4,785	定額助成を活用
千葉県睦沢町	農業水路等長寿命化・防災減災事業	睦沢町	水路の更新 L=661m	13,760	地元負担分(15%)は町が全額負担
静岡県藤枝市	農業水路等長寿命化・防災減災事業	藤枝市	水路の更新 L=290m	21,400	地元負担分(15%)は市が全額負担
滋賀県湖南市	農業水路等長寿命化・防災減災事業	湖南市	水路の更新 L=4,500m	188,000	地元負担分(15%)は市が全額負担
岐阜県各務原市	県単独事業	各務原市	水路の更新 L=109.9m	4,619	地元負担分は市が全額負担

注) 令和3年度以降も複数件の移行予定あり。

## (参考)多面的機能支払交付金から他事業へ移行した事例

- 多面的機能支払交付金から他事業へ移行したことにより、**移行前に多面的機能支払交付金で予定していた工期より短い期間で実施**できたり、**後年度に予定していた工事を前倒して実施**できた等の事例がある。

### 山形県南陽市の場合

#### 【事業名】

##### (移行前)

多面的機能支払交付金  
活動組織名：鍋田広域資源保全隊

##### (移行後)

農地耕作条件改善事業  
事業実施主体：鍋田広域資源保全隊

#### 【移行した工事内容】

用水路の更新 L=670m (左記事業費：4,785千円)

#### 【移行による効果】

##### ○工期の短縮 (2年間→1年間)

移行前：令和4年度～令和5年度 移行後：令和2年度

##### ○後年度の予定を前倒して実施

移行したことにより、当初多面的機能支払交付金で令和4年度から令和5年度の2年間で予定していた工事を1年間に短縮かつ、令和2年度に前倒して実施。

##### ○活動組織における事務の軽減

1年間で工事を完了できるため  
見積聴取などの契約手続きに係る  
事務の作業回数を軽減。

2回(1回/年×2年)→1回



### 静岡県藤枝市の場合

#### 【事業名】

##### (移行前)

多面的機能支払交付金  
活動組織名：大新島四季の里クラブ

##### (移行後)

農業水路等長寿命化・防災減災事業  
事業実施主体：藤枝市

#### 【移行した工事内容】

U字溝の布設 L=290m (左記事業費：21,400千円)

#### 【移行による効果】

##### ○工期の短縮 (3年間→1年間)

移行前：平成30年度～令和2年度 移行後：令和2年度

##### ○他の水路整備を前倒して実施

令和2年度に予定していた他の水路整備を、多面的機能支払交付金で令和元年度に前倒して実施。

##### ○活動組織における事務の省力化

藤枝市が実施主体となるため、  
見積聴取などの契約手続きに係る  
活動組織における事務は不要。

3回(1回/年×3年)→0回



# 多面的機能支払交付金に係る活動の適切な実施について

○多面的機能支払交付金の事業の実施に当たっては、関係法令及び実施要綱等を遵守し、適切に行われるようご協力お願いします。

○交付金の適切な実施に向けては、「円滑な組織運営のポイント」を参考に、組織内での合意形成をしっかりと行い、事業を実施いただきますようお願いします。

○不適切な支出防止のため、金銭出納の際は会計役とその他の役員で、相互チェック等を行っていただきますようお願いします。

\*各ポイントの詳しい内容は、「円滑な組織運営のためのポイント」を参照願います。

円滑な組織運営のためのポイント 多面的 検索

URL ⇒ <https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/sigenhozan/index.html>



高めよう 地域協働の力！

改訂版

多面的機能支払交付金

## 円滑な組織運営のためのポイント

～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。

- 1 構成員の合意形成をしっかりと行う
- 2 役員が行う事務はお互いに確認し合う
- 3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう！

役立ち情報

積極的な活動の情報発信



令和元年5月  
農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

# お知らせ

## 新型コロナ対策に伴う活動の延期による繰越金について

新型コロナウイルス対策を理由として、次年度以降に活動を延期したことによる交付金の持ち越しが可能です。なお、通常の持ち越しと同様に必要額のみ持ち越しとなり、不用額は返還が必要です。また、新型コロナウイルス対策を理由として予定した活動ができなかった場合についても、返還免除の対応となる予定です。

## 新型コロナ感染拡大防止のお願い

地域における活動等につきまして活動制限の緩和がされておりますが、引き続き新型コロナウイルスの感染リスク防止のため、次の事項に留意し活動を行っていただきますようお願いいたします。

- ・発熱や感冒症状のある者について活動や会議等の参加自粛
- ・十分な間隔の確保 <例>屋内:参加者を会場定員の50%程度に減員、屋外:2m以上空ける
- ・手指消毒やマスク着用の徹底
- ・行事前後における三密の生ずる交流自粛
- ・参加者の連絡先把握

## 協議会における新型コロナ対応

新型コロナウイルス感染症拡大により、来年度の研修会につきましても、十分な数を開催できないことが予想されます。そのため、協議会では研修支援として過去の研修会映像や資料の貸し出しも行っております。また、Web会議方式を利用した相談会等を開催できる設備を整えました。

ご希望の組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

## あとがき

春の陽気を感じる季節、いかがお過ごしでしょうか。新型コロナウイルスの感染が収まった後、皆様と説明会等でお会いできることを楽しみにしております。

編集担当



# 岐阜県の農地・水・環境保全だより 第31号

発行

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目13番1号(岐阜県土地改良事業団体連合会内)

Tel 058-271-1326

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検索